○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、防衛省、告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件（昭和六十三年十二月総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省告示第三号）は、廃止する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十一号）附則第二十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令第四十条の四第三項に規定する主務大臣の認定に関する手続については、この告示による廃止前の告示（以下「旧告示」という。）第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧告示第三項中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第五十四条第二項」と、「租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」という。）」と、「主務大臣の」とあるのは「主務大臣（同項に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）の」と、旧告示第四項中「租税特別措置法施行令」とあるのは「旧効力租税特別措置法施行令」と、旧告示別記様式三及び別記様式四中「租税特別措置法施行令」とあるのは「旧効力租税特別措置法施行令」とする。

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、告示第一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の三第二項に規定する設立団体等の証明に関する手続を定める件（昭和六十三年十二月総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四第一号の三若しくは第四号又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）附則第五十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」という。）第四十条の三第一項第三号に掲げる法人であることにつき租税特別措置法施行規則第二十三条の三第二項に規定する設立団体若しくは所轄庁又は租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）附則第三十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行規則第二十三条の三第四項に規定する主務官庁（以下「設立団体等」という。）の証明を受けようとする法人は、別記様式一による申請書に、次に掲げる書類（第二号から第四号までに掲げる書類については、当該法人の主たる目的とする業務に係る事項を他の業務に	1　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の三第一号の三若しくは第四号又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）附則第五十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」という。）第四十条の三第一項第三号に掲げる法人であることにつき租税特別措置法施行規則第二十三条の三第二項に規定する設立団体若しくは所轄庁又は租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）附則第三十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行規則第二十三条の三第四項に規定する主務官庁（以下「設立団体等」という。）の証明を受けようとする法人は、別記様式一による申請書に、次に掲げる書類（第二号から第四号までに掲げる書類については、当該法人の主たる目的とする業務に係る事項を他の業務に